各事業者様へ

令和５年10月１日から仕入税額控除の方式として「適格請求書等保存方式」（いわゆる「インボイス制度」）がスタートします。

このことにより、曽於南部土地改良区は適格請求書発行事業者としての登録を完了しておりますので、次のとおりお知らせします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 適格請求書発行  事業者名 | 登録番号 | 登録年月日 |
| 曽於南部土地改良区 | T5700150064843 | 令和５年10月１日 |

※なお、本制度は令和５年10月１日から適用ですが、事前の周知等も兼ねて順次請求書を適格請求書に切り替えていく予定です。

（請求書等に不備がございましたら速やかに御連絡ください。）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

事業者様へお願い

曽於南部土地改良区としましても、今後の取引等に必要となるため確認させていただきたいので、登録（済）の際は、下記に記入していただき返送くださいますよう御協力お願いします。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所名 |  |
| 所 在 地 | 都・道　　　　　　市・町・村  府・県 |
| 登録番号 | |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | Ｔ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | |
| 登録年月日 | 令和　　　年　　　月　　　日 |